

2020年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）
試験科目：公法（憲法）

問題

次の各問いに答えなさい。

- (1) 最高裁は、平成7年に、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段の規定（平成25年改正前）は憲法14条1項に違反しないと判断したが（最大決平成7年7月5日民集49巻7号1789頁〔平成7年決定〕）、それはいかなる理由によるものかを、この決定の要旨に即して説明しなさい。
- (2) 最高裁は、平成20年に、同じく日本国民である父から認知された子であるにもかかわらず、準正子（父母の法律上の婚姻により嫡出子たる身分を取得した子）は届出により日本国籍を取得できるが、非準正子は届出によっては日本国籍を取得できないという区別を生じさせていた国籍法3条1項（平成20年改正前）の一部は憲法14条1項に違反すると判断したが（最大判平成20年6月4日民集62巻6号1367頁〔平成20年判決〕）、それはいかなる理由によるものかを、この判決の判旨に即して説明しなさい。
- (3) 平成20年判決が国籍法3条1項を全部無効としなかったのは、いかなる理由によると考えられるかを説明しなさい。
- (4) 最高裁は、平成25年に、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段の規定（平成25年改正前）は憲法14条1項に違反すると判断したが（最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁〔平成25年決定〕）、それはいかなる理由によるものかを、この決定の要旨に即して説明しなさい。その際には、平成7年決定との関係にも触れなさい。

参考条文

民法第900条4号（平成25年改正前）

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一～三 略

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。
ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

国籍法3条（平成20年改正前）

- ① 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。
- ② 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。